



市 からの 連絡 帳

届け出・税・年金

戸籍関係証明書の交付休止

戸籍システム機器の入替に伴い、戸籍関係の証明書の発行を休止します。ご理解・ご協力をお願いします。
時 9月17日(土)午前9時～午後0時30分
場 保谷庁舎 1階
 休止する証明
 戸籍謄本および抄本、除籍・改製原戸籍の謄本および抄本、戸籍の附票、不在籍証明書、不在住証明書、身分証明書
 ◆市民課 **田**(☎042-460-9820)

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田

無庁舎4階)へご連絡ください。
 表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。
問 登記について…東京法務局田無出張所(☎042-461-1130)
 ◆資産税課 **田**(☎042-460-9830)

市税、国民健康保険料の休日納付相談窓口

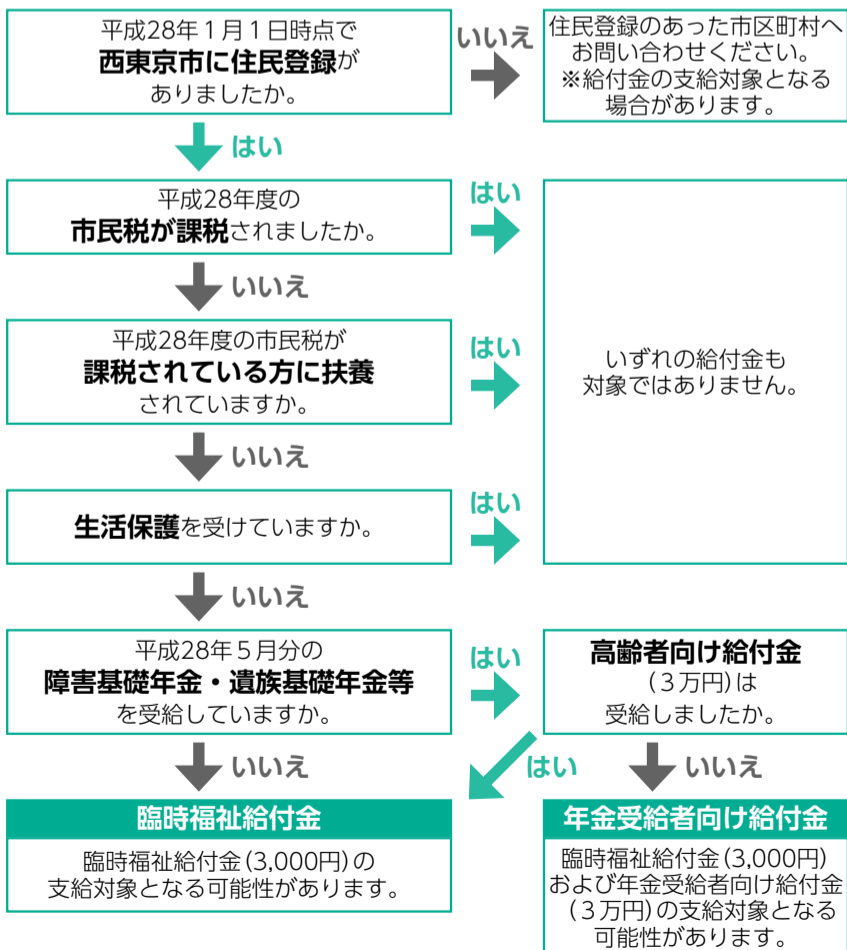
時 9月10日(土)・11日(日)午前9時～午後4時
場 市税…納税課(田無庁舎4階)、国民健康保険料…保険年金課(田無庁舎2階)
 ※窓口は田無庁舎のみ
内 市税、国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
 ◆納税課 **田**(☎042-460-9832)
 ◆保険年金課 **田**(☎042-460-9824)

臨時福祉給付金の申請

今年度も「臨時福祉給付金」を支給します。また、新たに障害・遺族基礎年金等受給者に「年金生活者等支援臨時福祉給付金」(以下、年金受給者向け給付金)を支給します。
 支給対象と思われる方へ申請書を送付しますので、申請してください。
 支給額(1人当たり)
 ●臨時福祉給付金…3,000円
 ●年金受給者向け給付金…3万円
対 下記診断チャートでご確認ください。
申 9月1日～12月28日に、同封の返信用封筒で郵送またはイングビル・保谷庁舎窓口へ持参
 ※申請期限を過ぎると給付金を受け取れなくなります。

支給時期
 申請から振込まで約2カ月(予定)
 申請内容に不明点がある場合は市からお問い合わせをすることもありますが、次のようなことは絶対に行いません。
 ●給付金を支給するために手数料などの振込を求める ●銀行などのATM操作をお願いする ●事前連絡をせずにメールを送付する
 不審な電話や訪問を受けたときは、すぐに最寄りの警察署または「#9110」にご連絡ください。
 ◆臨時福祉給付金窓口(☎042-497-4976)

支給対象者診断チャート



※この図は、一般的な場合を想定しています。
 ※支給対象と思われるのに申請書が届かない場合は、お問い合わせください。
 ※DV被害者の方は、支給対象外であってもお問い合わせください。

年金事務所などの職員を名乗る詐欺にご注意

年金事務所などの職員は次のようなことは絶対に行いません。
 ●電話による金融機関の口座番号などの聞き取り・ATMの操作指示 ●手数料などの要求 ●年金手帳・年金証書・通帳・キャッシュカードなどを預かる
 職員が訪問する際は、身分証明書を携帯しています。怪しいと感じたら、その場で対応せず**問**へ連絡してください。
問 武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)
 ◆保険年金課 **田**(☎042-460-9825)

福祉

敬老金をお贈りします

該当する高齢者に、敬老と長寿をお祝いして敬老金をお贈りします。
 対象者へは事前にはがきを送付し、民生委員または市職員が、9月7日(水)～14日(水)にご自宅へお届けします(申請不要)。
対 9月1日現在、本市に住居登録のある
 ①88歳(昭和2年9月1日～翌年8月31日生まれ)の方…1万円
 ②100歳(大正5年4月1日～翌年3月31日生まれ)の方…5万円
 ◆高齢者支援課 **保**(☎042-438-4028)

くらし

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、指導・助言などをします。
時・場 9月10日(土)午前9時30分～午後0時30分・田無庁舎1階
対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅
 ※原則、昭和56年6月1日以前の建築
定 8人(申込順) ※1人40分程度
申 9月7日(水)までに電話で下記へ(要予約)
 相談員 住みよい町をつくる会
 ◆都市計画課 **保**(☎042-438-4051)

防犯活動経費の一部を補助

対 市に防犯活動団体登録をしている団体
 補助金額 防犯資器材の購入等補助対象経費の2分の1以内で、1団体上限20万円(申請多数の場合は減額調整)
 申請期間 9月5日(月)～16日(金)
 ※詳細は、お問い合わせください。
 ◆危機管理室 **保**(☎042-438-4010)

技能功労者表彰・商工業従業員表彰にご推薦ください

◆技能功労者表彰
 市では、長年にわたり同一職業に従事し、産業の振興に顕著な功績を修められた技能者を表彰しています。11月16日時点で、次の条件を満たす方をご推薦ください(技能職団体からの推薦が原則ですが、団体を組織していない職種の技能者は、ほかの団体・個人からの推薦も可)。
対 ●市内で技能職に従事 ●続けて5年以上市内に居住 ●技能者としての経験年数が30年以上 ●満60歳以上 ●優れた技能を持ち、徳行著しく後進の模範となっている
 推薦方法 9月14日(水)までに、市HP・産業振興課(保谷庁舎3階)にある「西東京市技能功労者推薦書」を産業振興課へ郵送または持参
 ◆商工業従業員表彰
 市と西東京商工会では、市内の商工業に従事している優良な従業員を表彰しています。次の対象者を雇用している事業主の方はご推薦ください。
対 11月15日時点で、10年以上同一事業所に勤務し、表彰日現在も当該事業所に勤務している従業員で、勤務成績が優良な方(事業主と同一世帯の方およびパートタイマーを除く)
 推薦方法 9月9日(金)までに、市HP・産業振興課・商工会にある「西東京市商工業従業員表彰推薦書」を西東京商工会田無事務所(☎042-461-4573)へ郵送または持参
 いずれも推薦された方の中から、表彰規定により該当者を決定します。
 ◆表彰式
時・場 11月16日(水)・田無庁舎5階
 ◆産業振興課 **保**(☎042-438-4041)

電子申請による転出届の受付開始

9月1日から、マイナンバーカードをお持ちの方の電子申請による転出届の受付を開始します。
 電子申請では、転出届出時に窓口への来庁が不要となり、従来窓口で発行していた転出証明書の代わりにマイナンバーカードを転入先の市区町村に持参することで転入手続きが可能となります。
対 次の条件を満たす方
 ●届出人は、本人または同一世帯員で、本市から他市区町村へ転出する
 ●署名用電子証明書が搭載された有効

なマイナンバーカードを所有
 ●インターネット通信が可能で、ICカードリーダーが接続されたパソコンがあり、公的個人認証サービス利用者クライアントソフトがインストールされている
 ※各種保険証・医療証をお持ちの方、手当を受給している方は、転出の際に各担当課での手続きが必要です。
 ※詳細は市HPをご覧ください。
 ◆市民課 **田**(☎042-460-9820) **保**(☎042-438-4020)

